

基安発 0921 第 1 号
平成 30 年 9 月 21 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

平成 30 年度下半期の労働災害防止対策の推進について

貴会におかれましては、日頃より安全衛生行政へのご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、平成 30 年も減少傾向がみられず、前年同期比で 7.2%（8月末現在）の増加となっています。また、死亡者数は、前年より減少しているものの、その減少幅は徐々に小さくなっています（18.9%減（5月末現在）→ 9.3%減（8月末現在））。

第 13 次労働災害防止計画では、2017 年と比較して、2022 年までに労働災害による死亡者数を 15%以上、休業 4 日以上の死傷者数を 5%以上減少させることを目標としていますが、初年度である今年度の労働災害発生状況を踏まえると、より効果的に労働災害防止対策に取り組む必要があります。

このため、厚生労働省においては、平成 30 年度下半期は、下記に示すような労働災害の傾向等を踏まえた対策を推進することとしています。

貴協会におかれましては、傘下の会員事業場に対し、下記の事項を周知いただくとともに、それぞれの実情に即した取組の実施に特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 業種別の労働災害防止対策等について

（1）建設業

ア 労働災害発生状況等

建設業における死亡者数は 173 人と前年同期比 13 人（7.0%）の減少である一方、休業 4 日以上の死傷者数は 8,669 人と前年同期比 103 人（1.2%）の増加となっていました。

る。

死亡災害の型別の発生状況を見ると、墜落・転落が 76 人と前年同期比で 5 人の減少にとどまり、全体の 44% を占めている。また、例年と同様、墜落・転落に続いて、崩壊・倒壊、はざまれ・巻き込まれ、飛来・落下の順で多く発生している。

休業 4 日以上の死傷災害についても、墜落・転落が 2,927 人と全体の 34% を占めており、墜落・転落に続いて、はざまれ・巻き込まれ、転倒、飛来・落下の順で多く発生している。これらのほか、高温・低温物との接触（主に熱中症）が 217 人と前年同期と比べ 90 人（70.9%）の大幅な増加となっているのが特徴的である。

イ 留意事項

災害の発生状況を見ると、基本的な安全対策が不十分なことにより、災害につながっているものが多々見られるところである。このため、店社、元請及び関係請負人に對し、以下（ア）～（エ）に掲げた事項をはじめとして、改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図ること。また、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成 30 年 7 月 2 日改訂）により工期の適正化を図ること。

（ア）「屋根・はり等」から、「足場」から、「開口部」からの墜落・転落災害が多く発生しており、屋根・はり等からのものでは、スレート等の屋根の踏み抜きによるもの、作業床や手すりの未設置又はその場合の安全帯の不使用のものが多く、足場からのものでは、ほぼ全てにおいて手すり等の未設置（そもそも設置していないもの、一時的に取り外され戻されていないもの）又は安全帯が不使用の状況であった。

このため、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 518 条、第 519 条、第 524 条、第 563 条、第 564 条、第 567 条をはじめとした法令の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱に基づく対策を実施すること。

また、墜落制止用器具に係る法令改正等について留意すること。

（イ）崩壊・倒壊災害においては、土砂崩壊に関連する災害が約半数を占めることから、地山の掘削作業においては、事前の調査の結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置を徹底すること。

（ウ）はざまれ・巻き込まれ災害においては、ほぼ全てにおいて、車両系建設機械、移動式クレーン又はトラック等を起因物としており、これらが輻轆して作業が行われている箇所での災害、これらに轢かれることによる災害（逸走したことによるものも含む）が多いことから、車両系建設機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両系建設機械等の逸走の防止措置等を徹底すること。

(工) 飛来・落下災害においては、移動式クレーン、ウインチ等による荷の運搬作業時に荷が落下することによる災害が約半数を占めていることから、作業間の連絡調整を十分に行うことにより荷の下への立入禁止措置を徹底すること。

(2) 製造業

ア 労働災害発生状況等

製造業における死亡者数は 102 人と前年同期比 10 人 (8.9%) の減少である一方、休業 4 日以上の死傷者数は 15,944 人と前年同期比 811 人 (5.4%) の増加となっている。

死亡災害の型別の発生状況を見ると、はざまれ・巻き込まれが 26 人と前年同期比で 12 人減少したものの、全体の 25% を占めている。また、例年と同様、はざまれ・巻き込まれに続いて、墜落・転落、崩壊・倒壊の順で多く発生している。なお、墜落・転落及び崩壊・倒壊については、前年同期比で増加している。

休業 4 日以上の死傷災害については、はざまれ・巻き込まれが 4,014 人と全体の 25% を占めており、はざまれ・巻き込まれに続いて、転倒、切れ・こすれの順で多く発生している。

イ 留意事項

(ア) 死傷災害の約 4 分の 1 を機械等によるはざまれ・巻き込まれ災害が占めていることを踏まえ、機械等による災害等が発生した機械等はもとより、はざまれ・巻き込まれ災害を発生するおそれのある機械等に対して、リスクアセスメントの実施及びそれに基づく措置の確実な実施を図ること。

なお、リスクアセスメントの実施にあたっては、必要に応じ、中央労働災害防止協会が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の個別支援や集団支援の活用を図ること。

(イ) 近年、施設の老朽化等を原因とする墜落などの労働災害も発生していることから、製造業のうち大規模な設備を有する事業場においては、経年設備の劣化状況の調査結果をまとめたリーフレット等を活用し、計画的な設備の更新、優先順位を付けた設備の定期的な点検・補修等を実施すること。

(ウ) 上記の対策の実施に当たっては、経済産業省、中央労働災害防止協会及び当省が連携して設立された「製造業安全対策官民協議会」が公表したリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの有効性等に関する分析結果やリスクアセスメントの共通手法等の活用を図ること。

(3) 林業

ア 労働災害発生状況等

林業における死亡者数は 19 人と前年同期比 8 人 (29.6%) の減少である。

死亡災害の型別の発生状況を見ると、激突されが5人と前年同期比で11人減少したもの、全体の25%を占めている。また、激突されに続いて、墜落・転落、飛来・落下の順で多く発生している。なお、墜落・転落及び飛来・落下については、前年同期比で増加している。

イ 留意事項

- (ア) 現在、依然として、激突されといった伐木作業に係る死亡災害が多く発生しており、今後、伐木作業が本格化する時期を迎えることから、本年、死亡災害が発生している地域においては、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）都道府県支部、森林管理署、都道府県、森林組合等と連携して行うパトロール等に積極的に参加し、改めて死亡災害防止の徹底を期すこと。
- (イ) 今後、労働安全衛生規則改正により、伐木作業等の安全対策を強化する予定であることから、追って通知する予定の改正内容に留意すること。
- (ウ) 平成30年6月26日付け基安安発0626第1号「平成30年度厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づく林業における労働災害防止対策の推進について」に基づき、本年度、林災防では、厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づき、過去5か年における林業の労働災害による死者数が多い24支部において、林業の事業場等を対象として、林野庁と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害防止のための講習会を開催することから、当該講習会を効果的に活用すること。

(4) 陸上貨物運送事業

ア 労働災害発生状況等

陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷者数は、9,023人と前年同期比704人(8.5%)の増加となっている。総務省の労働力調査によると、平成30年7月時点の労働者数は182万人であり、前年同期と比較して9万人(5.2%)増加している。死傷者数の増加率が労働者数の増加率を上回っていることから、労働災害発生率は前年同期比で増加していることが推察される。

事故の型別では、墜落・転落が2,510人と全体の28%を占めている。墜落・転落に続いて、転倒、動作の反動・無理な動作（「腰痛」を含む。以下同じ。）、はざまれ・巻き込まれの順で多く発生している。なお、墜落・転落、転倒、動作の反動・無理な動作及びはざまれ・巻き込まれは前年同期比で増加している。また、これらのほか、高温・低温物との接触（主に熱中症）が133人と、前年同期と比べ68人(105%)の大幅な増加となっている。

イ 留意事項

労働災害の多くは荷主先等での荷役作業中に発生したものと考えられることから、荷主、配送先、元請事業者等と連携して安全対策に取り組めるよう、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの策定について」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）に基づく対策を徹底すること。なお、転倒については下記 2 (1) を、腰痛については、下記 2 (2) を踏まえた対策の徹底を図ること。

(5) その他の業種（第三次産業等）

ア 小売業

(ア) 労働災害発生状況等

小売業における休業 4 日以上の死傷者数は、8,313 人と前年同期比 777 人(10.3%) の増加となっている。総務省の労働力調査によると、平成 30 年 7 月時点の労働者数は 627 万人であり、前年同期と比較して 7 万人(1.1%) 減少している。労働者数が減少している一方で死傷者数が増加していることから、労働災害発生率は前年同期比で増加していることが推察される。

事故の型別では、転倒が 3,150 人と全体の 38% を占めている。転倒に続いて、動作の反動・無理な動作、墜落・転落、交通事故（道路）の順で発生している。

また、特に、新聞販売業における休業 4 日以上の死傷者数は 1,472 人で小売業全体の労働災害の 17.7% を占めている。事故の型別では、交通事故（道路）が 606 人と全体の 41% を占めている。なお、これは小売業全体の交通事故（道路）のうち 69% を占めている。

(イ) 留意事項

平成 30 年 3 月 30 日付け基安発 0330 第 3 号「第 13 次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」により展開している「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。このとき、厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成 29 年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例を紹介しているので、参考にすること。なお、転倒については下記 2 (1)、腰痛については下記 2 (2) を踏まえた対策の徹底を図ること。

また、新聞販売業については、交通事故については下記 2 (4) を踏まえた対策の徹底を図ること。また、新聞販売業で多いバイク事故の防止対策として、ヘルメット及び再帰性反射材等を使用した高視認性のベストの適切な着用や、早朝・夕方

のライトの点灯の徹底を図ること。なお、高視認性のベストの選定に当たっては、JIS T 8127（高視認性安全服）に留意することが望ましいこと。

イ 社会福祉施設

(ア) 労働災害発生状況等

社会福祉施設における休業4日以上の死傷者数は、4,906人と前年同期比475人(10.7%)の増加となっている。総務省の労働力調査によると、平成30年7月時点の労働者数は429万人であり、前年同期と比較して13万人(3.1%)増加している。死傷者数の増加率は労働者数の増加率を上回っており、労働災害発生率は前年同期比で増加していることが推察される。

事故の型別では、転倒が1,840人と全体の38%を占めている。転倒に続いて動作の反動・無理な動作、交通事故（道路）の順で多く発生している。また、転倒と動作の反動・無理な動作(1,517人)を合計すれば、社会福祉施設における災害全体の68%を占めている。なお、転倒及び動作・無理な動作は前年同期比で増加している。

(イ) 留意事項

転倒災害については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。また、社会福祉施設における事業者・介護従事者を対象に、腰痛予防講習会を全国で開催しているので、関係事業場においては積極的に参加すること。

ウ 飲食店

(ア) 労働災害発生状況等

飲食店における休業4日以上の死傷者数は、2,652人と前年同期比86人(3.4%)の増加となっている。総務省の労働力調査によると、平成30年7月時点の労働者数は298万人であり、前年同期と比較して15万人(5.3%)増加している。死傷者数の増加率は労働者数の増加率を下回っていることから、労働災害発生率は前年同期比で減少していることが推察される。

事故の型別では、転倒が783人と全体の30%を占めている。転倒に続いて切れ・こすれ、高温・低温物との接触、動作の反動・無理な動作と続いている。また、転倒及び切れ・こすれは前年同期比で増加している。

(イ) 留意事項

調理中などの労働災害を防止するため、飲食店の労働災害防止マニュアルを参考にするとともに、平成30年3月30日付け基安発0330第3号「第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」により展開している「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加

し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置の促進、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。このとき、厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成29年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例が掲載されているので、参考にすること。なお、転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

エ 通信業

通信業における休業4日以上の死傷者数は、1,617人と前年同期比で200人(14.1%)増加となっている。事故の型別では、交通事故(道路)が646人と全体の40%を占めている。交通事故(道路)に続いて転倒、動作の反動・無理な動作の順に多く発生している。また、交通事故(道路)及び転倒は前年同期比で増加している。

通信業においては郵便配達中の労働災害が大多数を占めるため、交通事故については下記2(4)、転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

2 業種横断的な対策について

(1) 転倒の防止

転倒は、近年業種を問わず増加を続けており、平成30年8月末現在での休業4日以上の死傷者数は18,607人であり、前年同期比で19.4%増加しており、近年の死傷者数増加の大きな要因となっている。近年の災害の傾向から、以下のとおりの留意点が挙げられる。

ア 冬季(積雪や凍結による転倒災害が多い時期)での対策

転倒災害は冬季に積雪等により多く発生する傾向があるため、特に積雪の多い都道府県においては、冬季より前に、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択とともに、転びにくい歩き方の励行など、転倒防止対策等を徹底すること。

イ 高年齢労働者対策

転倒災害は高年齢労働者、特にそのうち女性の労働者が多く被災する傾向があることから、転倒災害を防止するため、転倒危険場所、滑りにくい履き物の選択について労働者に周知するとともに、特に高年齢労働者を多く雇用する事業場においては、始業前の体操等を実施すること。また、平成30年6月に中央労働災害防止協会が発行した「エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～」等、高年齢労働者の安全と健康の確保のため

の留意事項がまとめたテキスト等を活用すること。

(2) 腰痛の予防

第三次産業、製造業、陸上貨物運送事業の動作の反動・無理な動作による死傷者の発生件数は、増加傾向にある。特に、経験年数3年未満の労働者の占める割合が高く、また、40歳以上の労働者においては休業見込みが6か月以上の重篤な災害が多発している。このことに鑑み、平成25年基発0618第1号「職場における腰痛予防対策の推進について」に基づく対策の徹底、特に雇入時における腰痛予防等の労働衛生教育や、補助機器の導入等による腰部に負担のかかる作業の省力化等の実施を図ること。

(3) 酸素欠乏症等の防止

死亡者数が前年と比べ増加している。特に製造業や清掃・と畜業においては、平成10年12月22日付け基安発第34号「酸素欠乏症等防止対策の徹底について」により救助する者に呼吸器等を確実に使用させる等による二次災害防止対策を徹底すること、事業場における酸素欠乏危険場所の把握・表示と労働者への周知、酸素欠乏の危険性等について教育を徹底すること等必要な酸素欠乏症防止対策を実施すること。

(4) 交通労働災害対策

交通事故（道路）の平成30年8月末現在での休業4日以上の死傷者数は、4,383人であり、前年同期比で3.6%増加している。

交通労働災害防止対策として、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成30年6月1日改正）に基づく措置を徹底すること。

平成30年 死亡災害の概要

神奈川労働局
平成30年10月31日現在

21	1月 16時頃	清掃・と畜業 300名以上	はしご等 墜落、転落	脚立を使用してカーテンの取付け作業中、高さ2メートルの位置から墜落したものの。
22	8月 11時頃	清掃・と畜業 ~9名	その他の動力運搬機 はさまれ、巻き込まれ	ゴミ収集場所に塵芥車を停車させ、作業していたところ、傾斜地に停車させていたために無人で後退してきた、塵芥車と埠の間に挟まれたもの。
23	9月 9時頃	清掃・と畜業 50名~99名	開口部 墜落、転落	産業廃棄物用コンテナに隣接する立入禁止の立体駐車場開口部から17メートル下の地下3階ピットに墜落したものの。
24	9月 21時頃	小売業 10名~29名	乗用車、バス、バイク 交通事故	系列の他店舗に不足した消耗品をバイクで届けるために交差点を直進したところ、乗用車と衝突したものの。
25	9月 5時頃	その他 10名~29名	乗用車、バス、バイク 交通事故	高速道路の交通誘導を行っていた被災者が、道路を横断するために減速した大型車を確認し、横断しようとしたところ、大型車の左側から追い越してきた乗用車にはねられたものの。
26	10月 5時頃	陸上貨物運送事業 30名~49名	人力運搬機 飛来、落下	配送先で荷卸しのために貨物自動車の荷台からロールボックスパレット（約300kg）をテールゲートリフターに移動させたところ、ロールボックスパレットが地上に落下し、被災者が下敷きとなったものの。
27	10月 13時頃	建築工事業 ~9名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	工場のスレート屋根の明かり取り部を交換する作業を行っていた被災者がスレート屋根を踏み抜いて高さ5.23メートル下のコンクリート床に墜落したものの。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 9時頃	土木工事業 10名~29名	立木等 飛来、落下	護岸工事の工事用道路を敷設するにあたり、支障となる立木（高さ約20m、幹の直径約30cm）を伐木する作業を行っていた。被災者が、地上高さ約センチメートルの箇所をチェーンソーで切断していたとき、幹が途中から裂け、隣接する立木に倒れかかり、その立木との間にはされたものの。
2	1月 21時頃	清掃・と畜業 50名~99名	通路 墜落、転落	工場内の計器の巡視を行っていた被災者が、通路内の開口部より15メートル下に墜落したものの。当日、工場内で機械据付工事のため、通路の床（グレーティング）を取り外し、機械搬出用の開口部（約1m×約1m）として使用していたが、作業終了後、当該グレーティングを復旧しなかったため、開口部が放置されていた。
3	1月 2時頃	その他の事業 300名以上	電力設備 感電	警備を受託している建物の警報を本社管制センターが受信。管制センターの指示により、待機していた被災者が確認のため当該建物1階電気室へ向かったが、その後被災者と連絡が取れなくなったため、他の警備員が現地に向かったところ、被災者が電気室内で倒れていたもの。
4	2月 10時頃	鉄鋼業 50名~99名	フォークリフト 激突され	材料をフォークリフトで次工程の作業場に運搬していたところ、悲鳴が聞こえたため運転者が降りて確認したところ、被災者がフォークリフト付近で骨盤付近から出血して倒れていたもの。当該フォークリフトに横かれたものと思われる。
5	2月 16時頃	港湾荷役業 10名~29名	コンベア はさまれ、巻き込まれ	鋼材を搬送するコンベアの駆動部分（チェーン及びスプロケット）のグリスアップ作業を行っていた被災者が、当該駆動部分に挟まれていたところを発見されたもの。
6	1月 9時頃	小売業 10名~29名	階段、棧橋 墜落、転落	被災者が店舗の1階床で倒れているのを後から出勤してきた労働者が発見したものの。 目撃者はいないが、建物の2階部分に事務所があり、扉の開錠が行われていたことから、被災者は出勤後、2階に上がったあと階段を転落したものと推定される。

死亡事案の発生状況等の概要速報については、掲載内容は未確定のものであり、調査の進展とともにその変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む）を行う可能性があります。

死亡事案の発生状況等の概要速報については、掲載内容は未確定のものであり、調査の進展とともにその変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む）を行う可能性があります。

7	2月 9時頃	化学工業	その他の危険物、有害物	製品の製造プラントにて、翌日の生産開始の事前準備のため、原料受入ホッパーに、フレコンパッケージに入った原料を投入する作業中に爆発が発生した。爆発が発生した付近に被災者が全身火傷を負った状態で倒れていたもの。
8	2月 10時頃	土木工事業	移動式クレーン はさまれ、巻き込まれ	クレーン機能付きドラグショベルを使用してトラックの荷台に積まれたH鋼を資材置場に卸す作業中、被災者（玉掛け業者）が傾いたH鋼に駆け寄った際、転倒し、重機前方に倒れたとき、つり荷（H鋼）がクランプから外れて重機の運転席に落下して操作レバーに当ったため重機が前進し被災者を轢いたもの。
9	4月 14時頃	建築工事業	トラック はさまれ、巻き込まれ	被災者は、解体工事現場において現場に隣接した公道（6m道路 最大傾斜6度）に車両後部を突き合わせて縦列駐車した2台のトラックの間に立ち資材を搬入するための準備を行っていたところ、同僚が4トントラックを誤操作し、4トントラックの後部あおりと3トントラックの後部荷台あおりとの間に胸部をはさまれたもの。
10	6月 9時頃	その他の製造業	不整地運搬車 はさまれ、巻き込まれ	整備工場内で不整地運搬車の荷台を上昇させて修理を行っていた被災者が、下降した荷台と車体の間に挟まれた状態で発見されたもの。
11	6月 12時頃	土木工事業	混合機、粉碎機 はさまれ、巻き込まれ	被災者は、セメントミキサーのドラム内部で清掃を行っていたところ、同僚の作業員がポンプ作動ボタンと間違えてプランタ作動ボタンを押したため、回転した攪拌翼に足を巻き込まれたもの。
12	7月 13時頃	輸送用機械等製造業	クレーン はさまれ、巻き込まれ	溶接作業を行っていた被災者が橋形クレーン脚部で轢かれたもの。
13	7月 16時頃	その他の事業	高温、低温環境 高温・低温の物との接触	草刈りの補助業務を行っていた被災者が熱中症を発症して倒れたもの。

14	7月 12時頃	建築工事業	高温、低温環境 高温・低温の物との接触	個人住宅の2階ベランダ改修工事のために防水工事を行っていた被災者が熱中症を発症して倒れたもの。
15	6月 0時頃	小売業	乗用車、バス、バイク 交通事故	バイクで配達中、交差点を右折した時に直進してきた対向車と衝突したもの。
16	7月 13時頃	清掃・と畜業	建築物、構築物 墜落、転落	擁壁上のネットフェンスに絡んでいる雑草を撤去作業中、擁壁上（高さ約2.6m）から墜落したもの。
17	8月 13時頃	土木工事業	足場 墜落、転落	張出足場の解体作業中、上さんを取り外すために下さんに昇って作業していたところ、10メートル下の敷鉄板上に墜落したものの。
18	8月 11時頃	その他	高温、低温環境 高温・低温の物との接触	変電設備の点検作業に従事していた被災者が変電設備の前で意識を失って倒れているのが発見されたもの。（熱中症）
19	7月 10時頃	化学工業	高温、低温環境 高温・低温の物との接触	金型作業室内で作業を行っていた被災者がトイレ内で倒れているのが発見されたもの。救急搬送されたものの、死亡が確認された。（熱中症）
20	7月 14時頃	卸売業	トラック 墜落、転落	荷卸先でトラックの脇に倒れている被災者が発見されたもの。トラックの荷台シートをデッキに収納後、荷台はしごから墜落したものと推定される。

死亡事案の発生状況等の概要速報については、掲載内容は未確定のものであり、調査の進展とともにその変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む）を行う可能性があります。

死亡事案の発生状況等の概要速報については、掲載内容は未確定のものであり、調査の進展とともにその変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む）を行う可能性があります。

平成30年 署別・業種別労働災害発生状況 [第2表] (第13次防重点業種)

神奈川労働局
平成30年10月末現在

業種 署		製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	小売業	社会福祉施設	飲食店	その他 (左記以外)	合計	前年比(人) (休業)	(率)
横浜南	本年	50 (0)	71 (0)	74 (0)	81 (2)	50 (0)	26 (0)	213 (1)	565 (3)	66	
	前年	75 (1)	49 (1)	64 (0)	62 (1)	35 (0)	31 (0)	183 (2)	499 (5)	13.2%	
鶴見	本年	32 (0)	11 (0)	42 (0)	15 (0)	10 (0)	5 (0)	56 (0)	171 (0)	-2	
	前年	40 (0)	18 (0)	48 (1)	11 (0)	5 (0)	5 (0)	46 (1)	173 (2)	-1.2%	
川崎南	本年	63 (1)	37 (1)	91 (0)	27 (0)	13 (0)	17 (0)	104 (3)	352 (5)	58	
	前年	60 (1)	39 (1)	70 (0)	20 (0)	13 (0)	10 (0)	82 (2)	294 (4)	19.7%	
川崎北	本年	33 (1)	44 (0)	32 (0)	45 (0)	42 (0)	22 (0)	117 (1)	335 (2)	32	
	前年	32 (0)	53 (0)	26 (1)	48 (1)	40 (0)	28 (0)	76 (0)	303 (2)	10.6%	
横須賀	本年	38 (1)	49 (0)	15 (0)	39 (0)	41 (0)	18 (0)	101 (1)	301 (2)	19	
	前年	32 (1)	35 (0)	21 (0)	23 (0)	45 (0)	17 (0)	109 (0)	282 (1)	6.7%	
横浜北	本年	74 (1)	66 (2)	74 (0)	109 (0)	64 (0)	45 (0)	255 (2)	687 (5)	35	
	前年	79 (0)	77 (0)	67 (0)	104 (0)	74 (0)	47 (0)	204 (2)	652 (2)	5.4%	
平塚	本年	76 (0)	41 (0)	53 (0)	50 (0)	31 (0)	21 (0)	119 (0)	391 (0)	89	
	前年	62 (2)	32 (0)	33 (0)	49 (0)	24 (0)	19 (0)	83 (1)	302 (3)	29.5%	
藤沢	本年	78 (0)	47 (1)	42 (0)	73 (0)	41 (0)	25 (0)	116 (0)	422 (1)	17	
	前年	69 (0)	41 (0)	48 (0)	67 (0)	27 (0)	27 (0)	126 (0)	405 (0)	4.2%	
小田原	本年	30 (0)	18 (0)	18 (0)	34 (0)	15 (0)	10 (0)	108 (0)	233 (0)	-1	
	前年	36 (0)	25 (0)	24 (0)	26 (0)	8 (0)	7 (0)	108 (0)	234 (0)	-0.4%	
厚木	本年	159 (0)	52 (1)	147 (0)	74 (0)	29 (0)	19 (0)	208 (0)	688 (1)	-45	
	前年	144 (1)	51 (2)	159 (0)	80 (0)	39 (0)	38 (0)	222 (1)	733 (4)	-6.1%	
相模原	本年	100 (0)	49 (1)	72 (0)	52 (0)	28 (0)	22 (0)	119 (3)	442 (4)	74	
	前年	81 (0)	38 (0)	53 (1)	38 (0)	29 (0)	26 (0)	103 (0)	368 (1)	20.1%	
横浜西	本年	33 (1)	46 (1)	57 (1)	71 (1)	67 (0)	23 (0)	148 (0)	445 (4)	22	
	前年	34 (0)	71 (0)	48 (0)	51 (0)	66 (0)	23 (0)	130 (1)	423 (1)	5.2%	
合 計		766 (5)	531 (7)	717 (1)	670 (3)	431 (0)	253 (0)	1,664 (11)	5,032 (27)	364	
前年同期		744 (6)	529 (4)	661 (3)	579 (2)	405 (0)	278 (0)	1,472 (10)	4,668 (25)	7.8%	
前年比 (休業)	(人)	22	2	56	91	26	-25	192	364		
	(率)	3.0%	0.4%	8.5%	15.7%	6.4%	-9.0%	13.0%	7.8%		

注1) 休業4日以上の死傷者数(データは労働者死傷病報告による)、()内は、死亡者数で内数(データは死亡災害速報に

注2) 「陸上貨物運送事業」は、「道路貨物運送事業」と「陸上貨物取扱業」の合計である。

平成30年 署別・業種別労働災害発生状況 [第1表] (主要業種)

神奈川労働局
平成30年10月末現在

業種 署	製造業	建設業	運輸交通業		貨物取扱業		商業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	通信業	その他 (左記以外)	合計	前年比 (休業) (率)	
			道路貨物運送業	(左記以外)	陸上貨物	港湾運送業									
横浜南	本年	50 (0)	71 (0)	62 (0)	46 (0)	12 (0)	22 (1)	103 (2)	56 (0)	37 (0)	47 (0)	12 (0)	47 (0)	565 (3)	66
	前年	75 (1)	49 (1)	48 (0)	34 (0)	16 (0)	18 (0)	85 (2)	44 (0)	40 (0)	36 (0)	13 (0)	41 (1)	499 (5)	13.2%
鶴見	本年	32 (0)	11 (0)	33 (0)	7 (0)	9 (0)	2 (0)	24 (0)	15 (0)	6 (0)	23 (0)	4 (0)	5 (0)	171 (0)	-2
	前年	40 (0)	18 (0)	39 (1)	11 (0)	9 (0)	1 (0)	24 (0)	8 (0)	5 (0)	5 (1)	0 (0)	13 (0)	173 (2)	-1.2%
川崎南	本年	63 (1)	37 (1)	57 (0)	15 (0)	34 (0)	3 (0)	42 (0)	16 (0)	19 (0)	29 (3)	7 (0)	30 (0)	352 (5)	58
	前年	60 (1)	39 (1)	49 (0)	11 (0)	21 (0)	2 (0)	28 (0)	19 (0)	11 (0)	26 (1)	6 (0)	22 (1)	294 (4)	19.7%
川崎北	本年	33 (1)	44 (0)	29 (0)	16 (0)	3 (0)	0 (0)	62 (0)	54 (0)	25 (0)	26 (1)	5 (0)	38 (0)	335 (2)	32
	前年	32 (0)	53 (0)	24 (1)	7 (0)	2 (0)	0 (0)	61 (1)	49 (0)	29 (0)	15 (0)	4 (0)	27 (0)	303 (2)	10.6%
横須賀	本年	38 (1)	49 (0)	14 (0)	19 (0)	1 (0)	0 (0)	44 (0)	48 (0)	28 (0)	8 (1)	3 (0)	49 (0)	301 (2)	19
	前年	32 (1)	35 (0)	19 (0)	32 (0)	2 (0)	0 (0)	26 (0)	49 (0)	24 (0)	14 (0)	8 (0)	41 (0)	282 (1)	6.7%
横浜北	本年	74 (1)	66 (2)	65 (0)	26 (0)	9 (0)	4 (0)	135 (0)	78 (0)	53 (0)	66 (0)	15 (0)	96 (2)	687 (5)	35
	前年	79 (0)	77 (0)	60 (0)	27 (0)	7 (0)	3 (0)	124 (0)	83 (0)	56 (0)	38 (1)	15 (0)	83 (1)	652 (2)	5.4%
平塚	本年	76 (0)	41 (0)	45 (0)	10 (0)	8 (0)	0 (0)	57 (0)	41 (0)	46 (0)	22 (0)	8 (0)	37 (0)	391 (0)	89
	前年	62 (2)	32 (0)	29 (0)	13 (0)	4 (0)	0 (0)	51 (0)	33 (0)	32 (0)	21 (0)	2 (0)	23 (1)	302 (3)	29.5%
藤沢	本年	78 (0)	47 (1)	40 (0)	26 (0)	2 (0)	0 (0)	78 (0)	53 (0)	30 (0)	29 (0)	15 (0)	24 (0)	422 (1)	17
	前年	69 (0)	41 (0)	45 (0)	28 (0)	3 (0)	0 (0)	72 (0)	38 (0)	39 (0)	18 (0)	15 (0)	37 (0)	405 (0)	4.2%
小田原	本年	30 (0)	18 (0)	9 (0)	15 (0)	9 (0)	0 (0)	39 (0)	20 (0)	35 (0)	25 (0)	5 (0)	28 (0)	233 (0)	-1
	前年	36 (0)	25 (0)	18 (0)	10 (0)	6 (0)	0 (0)	32 (0)	15 (0)	35 (0)	27 (0)	10 (0)	20 (0)	234 (0)	-0.4%
厚木	本年	159 (0)	52 (1)	113 (0)	34 (0)	34 (0)	0 (0)	103 (0)	42 (0)	42 (0)	49 (0)	13 (0)	47 (0)	688 (1)	-45
	前年	144 (1)	51 (2)	107 (0)	47 (0)	52 (0)	0 (0)	108 (0)	57 (0)	54 (0)	45 (1)	18 (0)	50 (0)	733 (4)	-6.1%
相模原	本年	100 (0)	49 (1)	61 (0)	20 (0)	11 (0)	0 (0)	67 (1)	40 (0)	40 (0)	18 (0)	8 (0)	28 (2)	442 (4)	74
	前年	81 (0)	38 (0)	43 (1)	19 (0)	10 (0)	0 (0)	47 (0)	38 (0)	43 (0)	20 (0)	5 (0)	24 (0)	368 (1)	20.1%
横浜西	本年	33 (1)	46 (1)	56 (1)	33 (0)	1 (0)	0 (0)	92 (1)	76 (0)	38 (0)	27 (0)	12 (0)	31 (0)	445 (4)	22
	前年	34 (0)	71 (0)	43 (0)	20 (0)	5 (0)	0 (0)	72 (0)	79 (1)	31 (0)	24 (0)	10 (0)	34 (0)	423 (1)	5.2%
合 計		766 (5)	531 (7)	584 (1)	267 (0)	133 (0)	31 (1)	846 (4)	539 (0)	394 (0)	369 (5)	107 (0)	465 (4)	5,032 (27)	364
前年同期		744 (6)	529 (4)	524 (3)	259 (0)	137 (0)	24 (0)	730 (3)	512 (1)	399 (0)	289 (4)	106 (0)	415 (4)	4,668 (25)	7.8%
前年比 (人)		22	2	60	8	-4	7	116	27	-5	80	1	50	364	
(休業) (率)		3.0%	0.4%	11.5%	3.1%	-2.9%	29.2%	15.9%	5.3%	-1.3%	27.7%	0.9%	12.0%	7.8%	

(注) 休業4日以上の死傷者数(データは労働者死傷病報告による)、()内は、死亡者数で内数(データは死亡災害速報による)

平成30年 業種別労働災害発生状況

小田原

労働基準監督署

(平成30年10月末現在)

業種	当 年 (平成30年)	前 年 (平成29年)	増減数	増減率
01 食料品製造	12 (0)	4 (0)	8 (0)	200.0%
02 繊維工業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
03 衣服その他の繊維	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
04 木材・木製品	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
05 家具・装備品	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
06 パルプ等	1 (0)	2 (0)	-1 (0)	-50.0%
07 印刷・製本	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
08 化学工業	7 (0)	13 (0)	-6 (0)	-46.2%
09 窯業土石	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
10 鉄鋼業	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
11 非鉄金属	1 (0)	2 (0)	-1 (0)	-50.0%
12 金属製品	4 (0)	2 (0)	2 (0)	100.0%
13 一般機械器具	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
14 電気機械器具	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
15 輸送機械製造	3 (0)	2 (0)	1 (0)	50.0%
16 電気・ガス	0 (0)	3 (0)	-3 (0)	-100.0%
17 その他の製造	0 (0)	4 (0)	-4 (0)	-100.0%
01 製造業小計	30 (0)	36 (0)	-6 (0)	-16.7%
02 鉱業小計	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
01 土木工事	5 (0)	8 (0)	-3 (0)	-37.5%
01 鉄骨・鉄筋家屋	5 (0)	3 (0)	2 (0)	66.7%
02 木造家屋建築	3 (0)	9 (0)	-6 (0)	-66.7%
03 建築設備工事	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
09 その他の建築工事	0 (0)	3 (0)	-3 (0)	-100.0%
02 建築工事	9 (0)	15 (0)	-6 (0)	-40.0%
03 その他の建設	4 (0)	2 (0)	2 (0)	100.0%
03 建設業小計	18 (0)	25 (0)	-7 (0)	-28.0%
01 鉄道等	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0.0%
02 道路旅客	13 (0)	8 (0)	5 (0)	62.5%
03 道路貨物運送	9 (0)	18 (0)	-9 (0)	-50.0%
04 その他の運輸交通	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
04 運輸交通業小計	24 (0)	28 (0)	-4 (0)	-14.3%
01 陸上貨物	9 (0)	6 (0)	3 (0)	50.0%
02 港湾運送業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
05 貨物取扱小計	9 (0)	6 (0)	3 (0)	50.0%
01 農業	4 (0)	2 (0)	2 (0)	100.0%
02 林業	6 (0)	4 (0)	2 (0)	50.0%
06 農林業小計	10 (0)	6 (0)	4 (0)	66.7%
01 畜産業	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
02 水産業	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
07 畜産・水産業小計	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
01 卸売業	4 (0)	3 (0)	1 (0)	33.3%
02 小売業	34 (0)	26 (0)	8 (0)	30.8%
03 理美容業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
04 その他の商業	1 (0)	3 (0)	-2 (0)	-66.7%
08 商業	39 (0)	32 (0)	7 (0)	21.9%
01 金融業	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
02 広告・あっせん	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
09 金融広告業	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
10 映画・演劇業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
11 通信業	5 (0)	10 (0)	-5 (0)	-50.0%
12 教育研究	5 (0)	1 (0)	4 (0)	400.0%
01 医療保健業	2 (0)	6 (0)	-4 (0)	-66.7%
02 社会福祉施設	15 (0)	8 (0)	7 (0)	87.5%
03 その他の保健衛生	3 (0)	1 (0)	2 (0)	200.0%
13 保健衛生業	20 (0)	15 (0)	5 (0)	33.3%
01 旅館業	15 (0)	23 (0)	-8 (0)	-34.8%
02 飲食店	10 (0)	7 (0)	3 (0)	42.9%
03 その他の接客	10 (0)	5 (0)	5 (0)	100.0%
14 接客娯楽	35 (0)	35 (0)	0 (0)	0.0%
15 清掃・と畜	25 (0)	27 (0)	-2 (0)	-7.4%
16 官公署	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
01 派遣業	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
02 その他の事業	8 (0)	9 (0)	-1 (0)	-11.1%
17 その他の事業	9 (0)	9 (0)	0 (0)	0.0%
合 計	233 (0)	234 (0)	-1 (0)	-0.4%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

■取引環境と長時間労働の改善に向けた対応

トラックドライバーが長時間労働となっている原因に応じて、以下のような改善に向けた対応が考えられます。

【長時間労働の原因】

▶ 発荷主の出荷時間が遅れ、待ち時間が発生する

▶ 発荷主からの配車指示が遅く、計画的配車ができない

▶ 発荷主からの配車指示が突然で計画的配車ができない

▶ 発荷主の要求するリードタイム（輸送時間）が短すぎる

▶ 荷役に時間がかかる

▶ 待ち時間が発生する

▶ コストを下げるため、一般道路を走行せざるを得ない

【改善に向けた対応】

1 予約受付システムの導入

2 パレット等の活用

3 発荷主からの入出荷情報等の事前提供

4 幹線輸送部分と集荷配送部分の分離

5 集荷先や配送先の集約

6 運転以外の作業部分の分離

7 出荷に合わせた生産・荷造り等

8 荷主側の施設面の改善

9 十分なリードタイムの確保による安定した輸送の確保

10 高速道路の利用

11 混雑時を避けた配達

12 発注量の平準化

13 モーダルシフト

荷 主

運送
事業者

の協力による

取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課

国土交通省 自動車局 貨物課

公益社団法人 全日本トラック協会

ステップごとの取組みの具体的なイメージと流れ

ステップ1 問題意識を共有する場の設置

輸送にかかる関係者が全員集まるのが理想!



ステップ2 労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間の把握

拘束時間
(運転時間、荷待ち時間、荷役時間等)
の実態を
きちんと数字で
把握する!



	横回数	停員数	始業	終業	運転時間	荷待ち時間	荷役時間	休憩時間	拘束時間		
○月○日	2	1	7:00	23:30	6:20	4:15	2:15	1:30	2:10	16:30	8:00
○月○日	3	1	7:30	23:45	7:00	3:45	2:40	1:10	2:00	16:35	7:45
○月○日	1	1

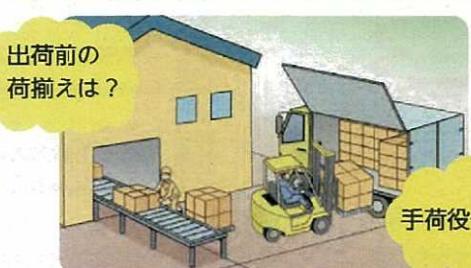
ステップ3 長時間労働の原因を把握 (例えば荷待ちや荷役発生の原因など)

荷待ちや荷役時間が原因で拘束時間が長い場合「なぜ荷待ちが起きるか」「なぜ荷役に時間がかかるか」を把握する



ステップ4 業務内容を見直し、改善に取り組む

時間がかかるっている作業の内容を見直し、改善への取組みを検討!



ステップ5 応分の費用負担を検討

改善のための費用負担について関係者間で協議



ステップ6 成果測定のための指標を設定

できるだけ具体的な数値で目標を設定!

荷待ち時間	拘束時間	休憩期間
4:15	16:30	8:00
3:45	16:35	7:45

30分以内に 13時間以内に 8時間以上に

ステップ7 目標数値と実績値を比較・検証、さらなる改善へ!

事例 6 社会福祉法人帝塚山福社会 69

ノーリフトケアの導入により、介護職員の腰痛予防のみならず、利用者の過剰な筋緊張の改善などの介護サービスの質の向上という面でも効果を上げており、利用者のための「拘縮ゼロ宣言」を行っている事例。

事例 7 社会福祉法人伸こう福社会 81

高年齢の職員でも働くことができる介護環境を作るために、ノーリフトケアを導入するとの考え方に基づき、モデル施設での導入の成果を踏まえて、法人の全介護施設での導入に向けて、ノーリフト研修を積極的に実施している事例。

事例 8 株式会社セブン&アイ・フードシステム 87

パスタを茹でる際に火傷につながる可能性のあるボイル機を廃止してパスタスチーマーを導入する火傷防止対策、野菜スライサー機を廃止してカット済み野菜を活用する切傷防止対策等を実施している事例。

参考資料

参考資料 1 95

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」のパンフレット（厚生労働省）

参考資料 2 99

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」のパンフレット（中央労働災害防止協会）

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり 推進運動の先進的な取組事例集

—小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて—

2018 年 3 月

中央労働災害防止協会

はじめに

第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加しており、厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店における労働災害の減少を図るため、2017年から、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開している。

この運動は、経営トップの参画の下で、本社・本部と店舗・施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動を展開することにより、職場の危険箇所の除去、作業方法等の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上等を図り、小売業、社会福祉施設、飲食店における労働災害を減少させることを目的としたものである。

このような中で、当協会においては、一般、小売業、社会福祉施設、飲食店の労働災害の防止対策について、先進的な取組みを行っている事例を収集して取りまとめ、幅広く周知啓発を行うことにより、今後の取組みを促していくこととした。

このような観点から、本事例集においては、①純粋持株会社において、統括安全衛生管理体制を整備して、グループ内各社に対する安全衛生活動の支援を行っている事例、②「カイゼン活動」の一環として、本社主導で、安全・安心の確保のための取組みを行っている事例、③動画を活用した安全教育、移動させる際にも倒れない安全カゴ車の導入等を行っている事例、④見守りシステム、タブレット端末・インカムの導入等のICTを活用した「次世代型介護」への取組みを行っている事例、⑤ノーリフトケアの導入により、介護職員の腰痛予防のみならず、介護サービスの質の向上面でも効果を上げており、利用者のための「拘縮ゼロ宣言」を行っている事例、などの先進的な取組みを取り上げた。

企業・法人の皆様方におかれては、これらの先進的な取組みを参考にして、今後の取組みに役立てていただければ幸いである。

最後に、本事例集の作成に当たって、当協会のヒアリング調査にご協力いただき、取組内容の掲載をご快諾いただいた企業・法人の皆様方、及び原稿執筆にご協力いただいた寺村裕司様、小泉潤一様に心より御礼申し上げる。

2018年3月

中央労働災害防止協会教育推進部長

目次

はじめに	1
------	---

先進的な取組事例

事例1 イオン株式会社	7
-------------	---

純粋持株会社において、統括産業医を設置するなどのグループ全体の統括安全衛生管理体制を整備して、安全マニュアル、職場巡回チェックリスト、メンタルヘルス不調者の職場復帰マニュアル等を提供すること等により、グループ各社に対する安全衛生活動の支援を行っている事例。

事例2 株式会社イズミ	17
-------------	----

作業効率の改善や生産性の向上を目指す「カイゼン活動」の一環として、危険な作業は、非効率で無駄な作業であるとの考え方の下に、本社主導で、4S（整理、整頓、清掃、清潔）、転倒防止、高所での商品保管の禁止、両手腰高作業の推進等の安全・安心の確保のための取組みを行っている事例。

事例3 ユニー株式会社	33
-------------	----

「お客様に喜ばれる売り場を創る」ことを目指す「改善活動」の基本・基盤として、2S（整理、整頓）を推進しており、本社が定めた①2Sの基本ルールである「基準書」、②年間の「2Sスケジュール」、③「チェックリスト」等に基づき、店舗において整理・整頓された状態の維持に努めている事例。

事例4 株式会社ニトリ	45
-------------	----

パート・アルバイト従業員に対する動画を活用した安全教育、移動させる際にも倒れない安全カゴ車の導入等を行うとともに、毎月の労働災害の発生状況と再発防止に向けてのポイント等を盛り込んだ「安全衛生委員会通信」を全店舗に配布して日常的な安全衛生管理の徹底を図っている事例。

事例5 オリックス・リビング株式会社	57
--------------------	----

「次世代型介護」への取組みとして、①介護リフトの積極的活用、②見守りシステム、タブレット端末・インカムの導入等のICTを活用した取組みを行っており、介護職員については、腰痛の軽減や労働時間の削減などの成果を上げているとともに、入居者については、転倒回数の減少や迅速かつ正確な情報提供により一命を取り留めたケースも見られる事例。



平成30年度

年末年始無災害運動実施要領

① 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主導する運動で、本年で48回目を迎える。

わが国の労働災害は、長期的には減少傾向をたどっているものの、少子・高齢化の進展や産業・就業構造の変化などを背景に増加の動きが目立ち始め、平成29年は死傷者数、死亡者数とも前年を上回った。平成30年(5月末現在)は、死亡者数こそ前年を下回っているが、死傷者数は前年同期比約7%増で推移するなど、予断を許さない状況にある。こうした状況を踏まえ、厚生労働省は9月、労働災害防止団体や業界団体に対し、下半期の労働災害防止対策の推進を要請した。

死傷災害で目立つのは「転倒」「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」の増加である。特に、転倒災害は前年同期に比べ3,000人・20%と大幅に増えており、高齢労働者が増える今後の動向が懸念される。高齢者のが安心・安全に働く職場は、若者や女性、障害者等にとっても働きやすい職場といえる。ハード・ソフト両面から安全対策を再確認し、災害を未然に防ぎたい。

健康面では、過重労働等による健康障害、過労死などが深刻な社会問題となる中、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を重視した「働き方改革」の推進が求められている。また、毎年1,000件以上の製造・輸入届出がある化学物質については、規制対象物質にとどまらず、危険有害性が不明な化学物質を含めて、ばく露低減措置と教育の徹底が必要である。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識を高め、経営トップの強い決意のもとで安全衛生活動の総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底を図ることが重要となる。

とりわけ、年末年始は忙ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意喚起、労働者の健康状態の確認など、職場の総点検に全員で取り組むことが一層重要となる。さらに、平成31年2月から義務化される高所作業におけるフルハーネス型墜落防止用器具(安全帯)の整備なども併せて進めてほしい。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

「みんなで感謝の総点検

笑顔で迎える 年末年始

を標語として展開することとする。

② 実施期間

平成30年12月15日から平成31年1月15日までとする。

③ 運動標語

「みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始」

④ 主唱者

中央労働災害防止協会

⑤ 後 援

厚生労働省

⑥ 実施者

各事業場

⑦ 主唱者の実施事項

- ① 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- ② 報道機関等を通じての周知
- ③ リーフレット等の制作および配布
- ④ 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

⑧ 事業場の実施事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- ③ KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ④ 機械設備に係る一杏検査および作業前点検の実施
- ⑤ 安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
- ⑥ フルハーネス型墜落防止用器具(安全帯)着用の義務化を見据えた用具の確認
- ⑦ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑧ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑨ 交通事故防止対策の推進
- ⑩ 安全衛生パトロールの実施
- ⑪ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑫ 年末時期の大掃除等を模擬としたSSの徹底
- ⑬ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑭ 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑮ 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施
- ⑯ インフルエンザ等の感染症予防対策の徹底
- ⑰ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑲ 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- ⑳ その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

平成30年死傷者数が急増 厚生労働省が

対策推進を要請

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

年末年始無災害運動

みんなで感謝の総点検
笑顔で迎える
年末年始

平成30年度年末年始無災害運動標語



無料

最新の安全衛生情報を配信!
中災防メールマガジン会員募集中

詳しくは [中災防メールマガジン](#)

検索

賛助会員募集中!

研修会割引、定期刊行物・週間見本品の送付、専用サイトの利用

全ての働く人々に安全・健康を ~Safe Work, Safe Life~
JISHA 中災防

中央労働災害防止協会 (中災防)

*お問い合わせは総務部 広報課
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 [TEL] 03-3452-6449 [FAX] 03-3453-8034

[ホームページ] <http://www.jisha.or.jp/> [E-mail] koho@jisha.or.jp

*年末年始の災害防止を徹底しよう!

年末年始は何かとあわただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に年末を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントをいくつか紹介します。

非定常作業時の災害を防ぐ!

年末年始は、大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行うなど、通常とは違った非定常作業が多くなります。特に「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止しましょう。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定、必要な資格の確認。これらを協力会社や安全衛生担当部門など関係者が事前にリスクアセスメントも実施し調整。

作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項など確認。残留リスクや危険予知実施に基づくリスク情報の確認と共有。必要な保護具の着用・確認。



①起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は、複数の鍵で施錠し、各作業者が自分のキーを持つ=ロックアウト。

②暗い場所は補助照明などにより、適正な照度を保つ。

③動力を遮断し（電源を切り）、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため起動厳禁」などの表示をする。

④チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態などを確認。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断し、作業指揮者に報告。

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で。

作業が終了したら…

・作業のため無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどは、元に戻す。
・作業場を整理・整頓。
・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

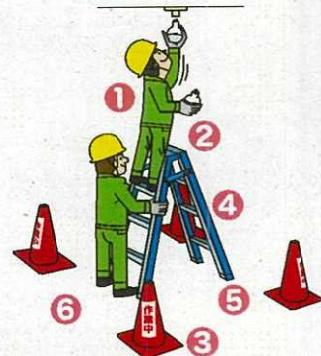
保護具の点検・整備の徹底

2019年2月1日より、墜落制止用器具（安全帯）は「フルハーネス型」を使用することが原則となります。フルハーネス型墜落制止用器具の整備を進めましょう。

年末年始は、今使っている保護具等の点検をしっかりと行い、不具合がないかなどをチェックしましょう。



脚立作業のポイント



- ①天板の上に乗らない。・脚立にまたがらない。
- ②物を持ちながら昇降しない。
- ③天板から2段目以下で作業し、足を軽く開いて、足や腰を軽く天板に当てるなど安定する。
- ④周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- ⑤脚立は原則として、2m未満のものを使う。
- ⑥脚部に滑り止めの付いている脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。
- ⑦水平で段差のない、安定した箇所に設置する。

冬季の安全運転

交通事故の死者数、発生件数、負傷者数は年の後半に多くなる傾向にあり、いずれもピークは12月となっています。

冬季の運転のポイント、例えば…

■出発前の準備

- ・目的地方面の交通情報や降雪等気象情報を収集。
- ・タイヤの磨耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方を事前に確認。冬用タイヤでも走行困難なことがあるため、タイヤチェーンは必ず携行する。

■「急」のつく運転を避ける

- ・急ハンドル/急ブレーキ/急発進などはスピントリップの原因。

■凍結しやすい場所に注意

- ・橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転をする。



転倒災害の防止のために

労働災害の原因で最も多い「転倒」です.*
転倒災害を防ぐため、職場に危険な箇所がないか、通路の安全が確保されているか、チェックしましょう。



例えば…

- 道路や通路に雪や凍結した箇所がないか
- 床や通路の凸凹は補修または保護カバーをしているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 通路や出入り口、曲がり角、エレベーター前、階段などに物が置かれていないか
- 床のゴミ、油、水をすぐ拭き取るようにしているか
- 床をはうコード類にカバーが付いているか
- 安全な踏み台、はしご、脚立は整備されているか
- スイッチ、消火器、非常口の前に物が置かれていないか
- 物のはみ出しや頭上に障害物はないか

*平成29年の統計。厚生労働省「労働者死傷病報告」より。

「年末年始無災害運動」関連 中消防図書・用品



ご購入はこちら

<http://www.jisha.or.jp/order/index.php>
TEL 03-3452-6401 FAX 03-3452-2480

産業保健セミナー



参加費無料

事例で学ぶ 「治療と仕事の両立支援」

内容

●事例を通じて問題分析や解決方法、支援のあり方について検討することで、事業場における実践的な両立支援の方法を説明します。
(本セミナーは、両立支援コーディネーター養成研修で採用されている事例検討方式で行います)

講師

当センター両立支援促進員
【両立支援コーディネーター】

内田 哲世(社会保険労務士)

産業保健専門職(両立支援担当)
西尾 泉(保健師)

開催日

2018年 12月6日(木) 14:00~16:00

定員

20名

(定員になり次第しめきり)

会場

独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川産業保健総合支援センター 研修室

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1

第6安田ビル 3階 TEL 045-410-1160

対象

職域で産業保健にかかわる
スタッフ・人事労務担当者・
衛生管理者等

申込方法

神奈川産業保健総合支援センター

月～金 10時～17時

当センターホームページから、またはFAXで。

FAX 045-410-1161



FAX送信用紙

産業保健セミナー 申込書

FAX番号 045-410-1161

事業場名		
所在地	〒	
電話番号		FAX番号
①参加者	ご氏名	
	所属部署名	お役職
②参加者	ご氏名	
	所属部署名	お役職
<p>開催日:2018年 12月6日(木) 14:00~16:00 場所:神奈川産業保健総合支援センター 研修室</p>		

ふるさと
故郷のみんなも元気
これからは
休暇を取って
自分へのご褒美



休もっ化
計画1

仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで
休みやすい職場環境にしよう。

休もっ化
計画2

年次有給休暇の
「計画的付与制度」を導入しよう。

休もっ化
計画3

土日・祝日にプラスワン休暇して、
連続休暇にしよう。

【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する
取組（キッズウィーク）が平成30年度から始まっています。
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！

年末年始！ 1月4日を休んで9連休!!



労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう



●今般、労働基準法が改正され、年次有給休暇の時季指定義務が創設されました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」(以下「計画的付与制度」という。)とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

今般、労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、年10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日間、時季を指定して年次有給休暇を与えることが必要となりました。ただし、計画的付与制度などにより、労働者がすでに取得した年次有給休暇の日数分は、時季指定の必要がなくなります。

計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

1) 導入例

例えば、2018年の年末と2019年の年始に導入すると?

年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせて、連続休暇に。

土日、祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて大型連休にすることができます。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も可能です。

2018年12月+2019年1月

日	月	火	水	木	金	土
16	17	18	19	20	21	22
天皇誕生日 23	振替休日 24	25	26	27	28	年末休暇 29
年末休暇 30	年末休暇 31	1	2	3	4	計画年休 5
6	7 +1	8	9	10	11	12
成人の日 13	14	15	16	17	18	19

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。